

船舶事故等調査報告書

平成22年12月16日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009那第91号	
事故等種類	運航不能（機関損傷）	
発生日時	平成21年11月6日 07時09分ごろ	
発生場所	沖縄県久米島南方約50海里 阿波連埼灯台から真方位233° 72.5海里付近 （概位 北緯25° 31′ 東経126° 25′）	
事故等調査の経過	平成21年11月30日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	漁船 第十八千代丸、4.89トン	
船舶番号、船舶所有者等	ON3-260102（漁船登録番号）、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、漁場に向けて航行中、燃料フィルターが目詰まりし、平成21年11月6日07時09分ごろ、機関が停止した。 本船は、僚船により沖縄県那覇港浦添地区にえい航され、フィルターの清掃が実施された。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、久米島南方沖を漁場に向けて航行中、燃料系統の燃料フィルターに目詰まりを起こしたものと考えられる。 燃料フィルターに目詰まりを起こしたのは、燃料タンク内の清掃が長期間なされていなかったことによる可能性があるものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が久米島南方沖を漁場に向けて航行中、燃料フィルターに目詰まりを起こしたため、燃料油の供給が途絶えたことにより発生した可能性があるものと考えられる。	